令和6年度社会福祉法人美谷会事業計画

昭和 30 年 10 月に社会福祉法人として児童養護施設美谷学園の認可を得て 68 年、昭 和 42 年 2 月障害福祉分野に進出後 57 年、平成 12 年 3 月老人福祉分野に着手後 24 年、令和 2 年 4 月に地域活動支援事業に着手、令和 3 年に岐阜県地域生活定着支援センター事業、自立準備ホームの運営開始、令和 5 年に障害者通所事業の再編成と、激変する取り巻く環境に対応して参りました。

昨今の、世界的紛争による電力等諸物価の異常高騰・コロナ事情・災害対応等に起因する予期せぬ事業の収支バランスの悪化のなか、益々少子高齢化渦中での人材確保対策としてベトナム・ミヤンマー・インドネシア・インドからの留学・特定技能・技能実習生等の雇用を進めています。

加えて、取り巻く環境の主の流れとなっている福祉サービスの地域化推進・サービス 利用必要者に対しての事業の供給は、本会理念「全ての人に寄り添い、人と人の結(むす びつき)を大切に、未来に向けて共に歩みます」の下、地域共生社会の実現・持続可能な 法人運営(世代交代・若手育成強化)がより求められているものと考えます。

これらのことから、令和6年度の事業の実施概要を以下のとおりとします。

1 令和6年度役員等会議の開催予定

イ 理事会 4回/年

監事による監査 令和6年6月

口 定時 評議員会 令和6年6月

臨時 評議員会 2回/年

- 2 社会福祉事業
 - □ 社会福祉法第2条第2項に定める第一種社会福祉事業(夫々の事業計画は別掲)

イ 児童養護施設の経営 (美谷学園 定員 47名、本体 35名・小規模 12名)

ロ 障害者支援施設の経営 (美谷の里 入所支援 135 名)

(同 生活介護 145 名)

(同 短期入所 7 名)

- ハ 特別養護老人ホームの経営 (飛鳥美谷苑 定員 100 名)
- ニ 軽費老人ホームの経営 (ケアハウス 飛鳥美谷苑 定員 15 名)
- ホ 養護老人ホームの経営 (各務原市慈光園 定員 52 名)
- □ 社会福祉法第2条第3項に定める第二種社会福祉事業(夫々の事業計画は別掲) イ 障害福祉サービス事業の経営

*生活介護 (美谷の風 生活介護 80 名)

(主 美谷の風 65 名)

(従 ライブリーM 15名)

*共同生活援助 (ちゅうのうみたに 共同生活援助 43名) (グループホーム) 関エリアホーム 2ヶ所 8名

寺尾エリアホーム 2ヶ所 11名

美谷ホーム 1ヶ所 8名

けやきホーム 1 ケ所 10 名

*短期入所(県·市委託) 広域(随時)

ロ 老人デイサービス事業の経営 デイ飛鳥美谷苑 25名

ハ 老人居宅介護支援事業の経営 介護相談センター飛鳥美谷苑

二 老人短期入所事業の経営 飛鳥美谷苑 20名

ホ 相談支援事業の経営 美谷の里 (委託、中濃4市7町1村)

飛鳥美谷苑 (実績、各務原市)

へ 地域活動支援センターの経営 花ノ木

□ 社会福祉法第26条に定める公益事業

イ 地域包括支援センター事業 飛鳥美谷苑

口 更生保護事業 (H7 更生保護事業法法律第 86 号)

自立準備ホーム かえで寮

ハ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

ニ その他福祉に関する事業

□ 児童福祉法第6条の2第1項に定める障害児通所支援事業

イ 放課後等デイサービス

結ふる美谷東京

10 名

□ 県条例第十六号に基づく地域活動支援センター事業

イ 地域活動支援事業

□ 県・市町村からの委託事業

イ 短期入所児童受入れ事業(一時保護)

口 緊急一時保護事業

ハ 岐阜県地域生活定着支援センター運営事業

- 3 ボランテイア等育成事業他
 - ①施設の行う行事への参加促進
 - ②実習生・研修生の受け入れ

養成校(短大・大学・看護師・専門)、教員養成大学、地域の小・中・高校

③緊急雇用創出事業、代替職員確保による現任介護職員の研修等支援事業等

④機関紙の発行 児童施設 「美谷だより」

障害者施設 「美谷の里だより」「美谷の風だより」

高齢者施設 「ゆいまーる通信」「やすらぎ」

「あすか」「結通信」

障害児通所支援「結ふる美谷東京通信」

4 福祉サービスの質の向上のための取組(社会福祉法 78条)

○サービス点検委員会(全施設) 年6回

○各務原市慈光園運営適正委員会 年2回

○第三者評価事業(美谷学園・結ふる・飛鳥美谷苑他)

- 5 委託事務・管理事務等
 - ○社会福祉充実計画の支援業務委託、経理事務処理等顧問委託、顧問弁護士事務 所委託、施設の管理事務(入所者の安全衛生、資産の管理、職員の福利厚生、災 害対策、契約)
- 6 研修等
 - ○役員等の経営研修への派遣 (随時)
 - ○7施設運営協議会(月1回)
- 7 施設整備事業他事業展開基盤
 - (1) 美谷学園 地域分散化の推進
 - (2) 結ふる美谷東京 安定的利用者確保
 - (3) 美谷の里 老朽設備の改修、地域移行推進
 - (4) 美谷の風 新事業所開設に伴う再編
 - (5) ちゅうのう 安定的建物確保、新規 GH の開設
 - (6) 飛鳥美谷苑 安定的利用者確保、人材確保、障害者市内 GH の具体化
 - (7) 慈光園 各務原市指定管理再委託、人材育成
 - (8) 岐阜定着支援 人材育成及び事業基盤強化
- 8 特記
 - ○法人運営基盤強化特別事業
 - (1) 法人本部事務局機能の強化・再編
 - ①法人事業計画の一括管理(建替、大規模修繕、新設等)
 - ②基本財産の管理等、法人事務局機能の明確化
 - ③人材育成、施設整備、目的積立資金、資金運用、外国人雇用等のため人材供 給国の確保等
 - (2) 再投下可能な財産の明確化による福祉サービスへの再投下計画(社会福祉充実計画)
 - (3) 地域公益事業として
 - ①認定生活困窮者就労訓練対象者の受け入れ(飛鳥美谷苑)
 - ②法定後見制度利用支援事業
 - ③ら・ら・らカフェ(認知症カフェ)の開催(飛鳥美谷苑) 年8回
 - ④地域活動支援センター認知症カフェの開催(花ノ木) 月1回
 - ⑤子ども食堂(関市街 一ツ山)開設準備
 - (4) 各事業所運営規程の見直し
 - (5) 外部監査・内部統制監査の導入について
 - (6)委員会活動の強化

総合企画委員会、外国人雇用委員会、建設委員会 生活困窮者就労支援委員会、法定後見つなぎ支援委員会 規程等見直委員会、役員候補検討委員会